

抜 粋

関東カワウ広域保護管理指針

2013年3月

関東カワウ広域協議会

II 関東カワウ広域保護管理指針及び関連する計画の位置づけ

1 関東カワウ広域保護管理指針

関東カワウ広域保護管理指針（以下、広域指針）は、関東カワウ広域協議会（以下、広域協議会）が策定し、広域的に移動するカワウの広域保護管理に向けた基本的な考え方や対策の方向性を示すものである。各都県は広域指針に示される方向性にのっとり、地域の実情を踏まえた上で、実施可能な対策を講ずるものとする。なお、広域指針には、地域実施計画の作成方法や一斉モニタリング調査の手引き等の資料を必要に応じて添付する。また、広域指針は、広域協議会の会則に基づき、科学的情報の蓄積や社会的状況を踏まえて必要に応じて見直しを行う。

なお、広域協議会における「関東」の地域とは、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県東部（富士川以東）とする。

2 カワウ保護管理計画

広域指針に基づく被害対策や調査等の具体的な実施に当たっては、都県ごとに、環境省が定めた「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（カワウ編）」に留意して、鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画（以下、特定計画）制度等によるカワウ保護管理計画（以下、都県管理計画）を必要に応じて策定し、実施することとする。また、都県管理計画は、各都県全体の被害対策や一斉調査等について記述するものであり、次に示す地域実施計画を踏まえた構成とする。

3 地域実施計画

問題解決に向けた対策の内容は、個々の被害現場の特徴を踏まえたものでなければならないことから、各地域において地域実施計画を策定し、都県管理計画に反映させる。

地域実施計画は、任意に設定された市町村の範囲、あるいは漁協の活動範囲等の対策を実施する地域を明確にし、その地域において実施する対策等を記述する。

4 都県審議会等

都県管理計画及び地域実施計画の策定に当たっては、行政関係担当部局（都県及び市町村）、被害者団体（漁連、漁協及び釣団体等）、自然保護団体及び関連分野の専門家等からなる都県審議会等を必要に応じて設置し、都県管理計画及び地域実施計画は、この都県審議会等によって策定する。

また、都県管理計画のうち、特定計画については、都県審議会等において計画の内容の検討を行った後、自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他合議制の機関への意見聴取等を経た上で、計画を策定する。

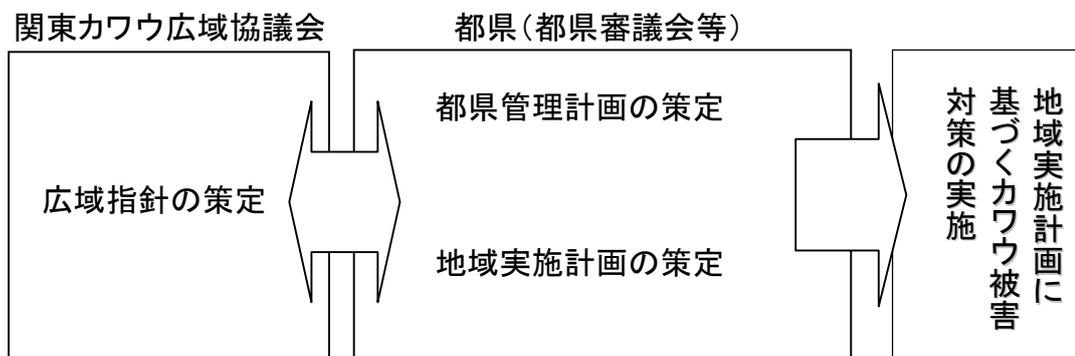


図2 関東カワウ広域協議会と都県審議会等の役割

Ⅲ 対策の方向

1 目的

本広域指針の対象地域におけるカワウによる被害の防止及び適切なカワウ個体群の保護管理を目的とする。

2 対策の進め方

本広域指針に記載する内容については、関係者と調整しつつ、各地の実情に応じて、実施可能なものから取り組みを進めるものとする。捕獲等の対策を実施する際には、事前事後にモニタリング等を実施し、その結果についてその後の対策にフィードバックすることが望ましい。

3 対策の内容

(1) 短期的対策

(ア) 被害防除対策

- ① 一斉追い払い
- ② 個別の対策
 - 1) 被害地における物理的な着水阻止
 - 2) 被害時期における追い払い
 - 3) 魚類を守る工夫

① 一斉追い払い

- ・ 各被害地で個別の対策を行いつつ、適切な時期を選定し、広域一体的に徹底した一斉追い払いを実施する。
- ・ 一斉追い払いを実施する時期としては、カワウの餌が不足して個体数が減少する冬期、及びアユ等の放流・遡上の時期等が考えられる。
- ・ 一斉追い払いの効果については、カワウの個体数の変化やねぐら及びコロニーの分布の変化等のモニタリング調査によって把握する。

② 個別の対策

1) 被害地における物理的な着水阻止

- ・ テグスを張る等の被害地における物理的な着水阻止を行う。
- ・ 案山子やCD吊り下げロープ等により、カワウの飛来防除対策を行う。

2) 被害時期における追い払い

- ・ ロケット花火、ラジコンヘリや銃器等による追い払いを行う。
- ・ 被害の発生時期等の地域ごとの対策については、適切な防除方法を選択して行う。
- ・ 被害地の近隣にある冬期ねぐらの除去を行うには、分布拡大を招かないように、計画を立てた上で慎重に対処する。
- ・ 新たに形成された冬期ねぐらは、確認後、できるだけ速やかに除去する。

3) 魚類を守る工夫

- ・ 治水上の安全を第一として、可能な箇所では簡易的な方法（塩ビパイプ、ボサ及び人工魚礁等）を用いて、魚類が姿を隠せる環境を創出する（生息環境管理）。
- ・ 放流魚等がカワウに食べられにくい放流方法の工夫（放流時期の調整、蓄養放流、分散放流等）を行う。

(イ) 被害地におけるカワウの捕獲

① 有害捕獲

① 有害捕獲

既に被害が発生している場合は、被害の状況に応じ必要な範囲において、銃器等による捕獲を実施することとする。

ただし、ねぐら及びコロニーの分散等の二次的な被害の拡大を招かないように留意する。

(2) 中長期的対策

中長期的対策の実施に当たっては、都県ごとに特定計画等を策定した上で、ねぐら及びコロニーの分散等の二次的な被害の拡大を招かないよう留意し、学識経験者等の助言を受けつつ、科学的・計画的に実施する。

(ア) 個体群管理

① 分布管理

② 個体数調整

③ 手法の検討

① 分布管理

地域における個体数や被害の状況等を踏まえ、ビニルひも等による新たに形成されたねぐら及びコロニーの除去対策等を行うことにより、ねぐら及びコロニーの拡大や拡散を防ぐための管理を行う。

② 個体数調整

地域の状況等から、カワウによる被害が推察される場合は、予察捕獲や繁殖抑制の実施により生息数の低下を図るものとする。

③ 手法の検討

カワウの個体群を管理する効果的な方法については、科学的根拠に基づき、随時検討する。

(イ) 生息環境管理

① 河川の良い環境と生物生産力の復元

① 河川の良い環境と生物生産力の復元

自然再生技術や人の利用の適正化等によって、魚類やカワウを含む生態系のバランスを回復させる。

対策例) 産卵場所の造成、回遊環境の保全・復元、及び魚類の隠れることのできる環境（笹伏せや粗朶沈床等の魚類の隠れ場所等）の創出

(3) 被害対策につながる研究開発、情報の蓄積及び共有の推進

科学的な情報の蓄積

- ① 地域個体群のモニタリング
- ② カワウの生態等に関する基礎的研究
- ③ 魚類がカワウに食べられにくい川づくりの推進
- ④ 各種科学的情報の蓄積と共有の推進
- ⑤ 被害防除モデルの確立及び普及

① 地域個体群のモニタリング

- ・ 関東地域全体で、ねぐら及びコロニーにおける個体数及び営巣数の調査を一斉に行い、捕獲等の効果を検証する。
- ・ 被害防除を行いつつ、カワウの着水数を調査し、被害防除の効果を測定する。

② カワウの生態等に関する基礎的研究

- ・ 衛星追跡、標識個体の識別等によるカワウの広域移動に関する研究を推進する。
- ・ 繁殖や死亡等の個体群動態に関する研究を推進する。
- ・ 食物資源量やコロニーの条件等の生息環境との関係に関する研究を推進する。
- ・ その他の生物学的研究を推進する。

③ 魚類がカワウに食べられにくい川づくりの推進

- ・ 関係者の協同により、魚類がカワウに食べられにくい川づくりを推進する。
- ・ 笹伏せや粗朶沈床等の魚類の隠れ場所創出による水産被害軽減効果を検証すると共に、事例の蓄積を行う。

④ 各種科学的情報の蓄積と共有の推進

- ・ 広域協議会によりデータベースを構築し、効果的に運用する。
- ・ 国内及び海外におけるカワウ対策の成功事例等を積極的に収集し、情報を共有する。
- ・ 中部近畿カワウ広域協議会等の他地域における対策協議会と連携し、情報や対策手法等の共有を図り、広域的な対策を実施していくこととする。

⑤ 被害防除モデルの確立及び普及

- ・ 広域指針の対象地域全体の被害地やコロニー等の状況を図化し、広域協議会において被害防除対策の実施場所として効果的な場所を選択する。
- ・ 多様な手段を集中させて、地域個別の被害防除技術及び適切な捕獲技術の開発・検討を行う。

(4) 体制整備

体制整備

- ① 広域一体的な連携体制の整備
- ② 広域協議会の役割
- ③ 被害対策の実施体制の工夫
- ④ モニタリングの実施体制の工夫
- ⑤ 研究機関の連携

① 広域一体的な連携体制の整備

- ・ 広域協議会で情報を共有し、各都県が連携して各種の対策を実施するための体制を整備する。
- ・ 都県においても、都県審議会等及び地域住民等の協力を得て、計画的に被害防除対策等を実施する体制を整備する。

② 広域協議会の役割

- ・ 広域協議会は、毎年度、各都県から個体数調整、有害捕獲及び予察捕獲の状況を収集し、各都県に情報を提供するものとする。
- ・ 広域協議会は、各都県の被害状況及び生息状況を勘案し、必要に応じて個体群管理に係る都県間調整を行うものとする。

③ 被害対策の実施体制の工夫

国、自治体、漁業者、地域住民、釣り人及び自然保護団体といった様々な関係者が参加し、捕獲・被害防除・生息環境の整備を行うための体制を作り、関係者間の連携を図りつつ、幅広い理解と協力を求めながら実施していく。

④ モニタリングの実施体制の工夫

都県ごとに、野鳥に関心のある市民の広い参加を求めて、継続的なモニタリングの体制を整備する。

⑤ 研究機関の連携

生物学的アプローチから河川工学に至る多岐にわたる研究分野が連携し、各種の研究を推進するために、広域協議会と大学及び各種試験研究機関との連携を推進する。

抜 粋

中部近畿カワウ広域保護管理指針

2012年 4月

中部近畿カワウ広域協議会

II 中部近畿カワウ広域保護管理の推進にむけて

1 協議会の組み立て

(1) 中部近畿カワウ広域協議会

本広域協議会は、先にあげた 15 府県の範囲における、関係担当部署（鳥獣、水産、森林、河川）と国の機関（環境省、水産庁、林野庁、国土交通省）で構成する機関とする。また、協議会には個々の構成員が認めたオブザーバーの出席を妨げないこととする。

(2) 府県協議会

府県は、広域保護管理の実施にあたり、その推進母体として、行政関係担当部署（鳥獣、水産、森林、河川の関係部署）、漁業等関係団体（漁連、漁協、釣団体等）、自然保護団体及び関連分野の専門家等からなる府県協議会等を設置する。

2 各種計画の位置づけ

カワウの広域的対策にあたって、以下のような階層的な管理計画等の策定を推進することが望ましい。

(1) 中部近畿カワウ広域保護管理指針

中部近畿カワウ広域保護管理指針（以下、広域指針）は、広域協議会が策定し、広域的に移動するカワウの管理にむけて、広域一体的に取り組むための基本的な考え方や対策の方向性を示すものである。また、広域指針は、広域協議会の会則に基づき、科学的情報の蓄積や社会的状況をふまえて必要に応じて見直しを行うものとする。

(2) カワウ保護管理計画

広域指針に基づく被害対策や調査等の具体的な実施にあたっては、府県ごとに「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（カワウ編）」に留意して、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣保護法）における特定鳥獣保護管理計画制度に基づく「カワウ保護管理計画（以下、府県計画）」を策定する等して、実施することとする。また、府県計画は、各府県全体の被害対策や一斉調査などについて記述するものであり、次に示す地域実施計画を内包した構成とする。

(3) 地域実施計画

問題解決に向けたむけた対策の内容は、個々の被害現場の特徴をふまえたものでなければならぬことから、現場ごとに地域実施計画を策定して、府県のカワウ保護管理計画に反映させる。また、地域実施計画は、任意に設定された市町村の範囲、あるいは漁協の活動範囲など、対策を実施する地域を明確にしたうえで、その範囲において実施する対策などを記述する。

IV 広域的対策の基本方針

1 目的

本広域指針の対象地域におけるカワウによる被害の防止及び適切なカワウ個体群の管理とする。

2 広域的対策の方向性

(1) 第一段階

① 体制の整備

カワウという広域移動型鳥類を対象としての管理であることから、まずは、広域一体的な順応的管理を推進するための体制を作り上げる（特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（カワウ編））。広域指針は、順応的管理の推進のための方向性を定めるものであり、これに沿って対策を進めるための、広域、府県、および地域の管理体制を整備する。

② 広域一体的な情報の収集

地域ごとのカワウの個体数増加を抑制し、分布拡大を抑制するといった具体的管理にむけて、まずはカワウの生息実態を把握することが必要である。そのために、一年のいつの時期に、どの水系でカワウが増加しているか、どこで繁殖しているか、そのような情報を広域一体的に把握することが必要である。

③ 科学的基礎情報の収集

標識（足環、発信機）による移動の追跡調査、食物資源量と繁殖に関する調査等の生物学的基礎研究を推進する。

④ 情報の共有

データベースを構築して、広域一体的に収集された情報の総合的かつ科学的な分析と評価をおこない、カワウ個体群の動態を把握する。そのことによってカワウ管理の戦略（対策）を明確にする。

⑤ 現行被害防除技術の検証

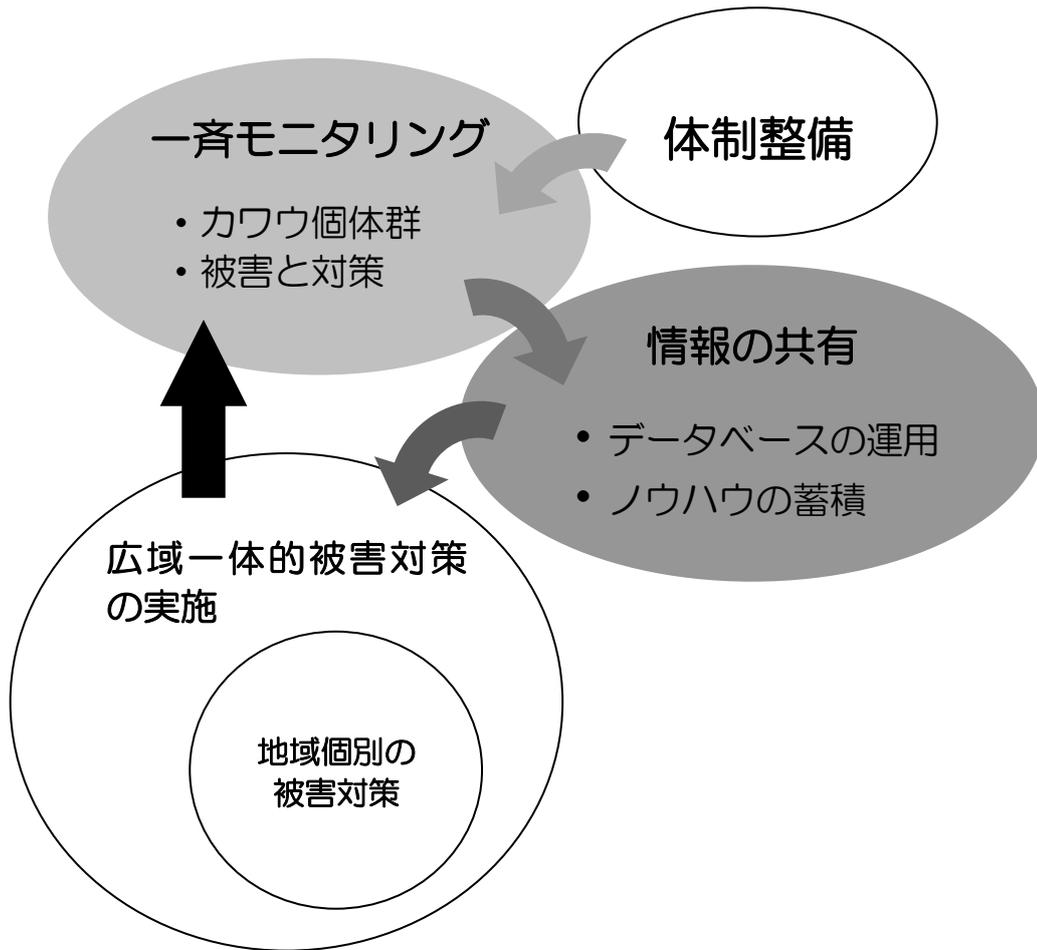
被害地でのより効果的な被害防除対策は、カワウの採食制限につながり、栄養供給の阻害、カワウの繁殖抑制につながると考えられる。したがって、各被害地では、積極的に被害防除対策を実施しつつ、確実な効果測定をおこなう。その結果は広域協議会で分析し、有効な技術情報を選別する。また、捕獲個体はサンプルとして回収し、被害状況の把握や、カワウの個体群動態の分析材料とする。

(2) 第二段階

第一段階で得られた情報に基づき、カワウ個体群を抑制するための対策を展開する。また、各被害地ではより効果的な被害防除対策を実施する。そのための戦略を広域保護管理指針（改訂版）に記載し、府県計画、地域実施計画に反映させる。この段階で実質的な順応のカワウ管理の実行段階に移行する。

(3) 第三段階

確実な情報に基づく順応的管理の循環を完成させ、効果的なカワウ対策を実施していく。



広域保護管理のイメージ

3 現段階（第一段階）の広域保護管理

（1）一斉モニタリング調査の実施

中部近畿の対象地域については、広域的に季節移動するカワウ個体群の全体像に関する基本的な情報が不足していることから、被害対策を効果的に実施していくために、中部近畿の地域全体で一斉に調査をおこなって、次の項目に関する情報を収集していく。

① カワウ個体群のモニタリング

年3回（3月、7月、12月）、ねぐら・コロニーの分布、その個体数に関する情報を広域一斉に収集する。

② 被害に関するモニタリング

被害は地域個別の特徴があることから、きめ細かい対策が必要である。したがって、被害の発生している地域ごとに、被害に関する詳細な情報、実施している被害防除対策等の項目について情報を収集しておく。また、効果測定の見点から被害地でのカワウの飛来数に関する情報も収集する。

（2）情報の共有

一斉モニタリング調査等の各種情報は、広域協議会として、データベースのシステムを用いて一定の様式で収集し、科学的な分析と評価をおこなった上で共有する。

（3）広域一体的な被害防除対策の推進

広域一体的な被害対策の取り組みとして、すでに関東カワウ広域協議会で実施している広域一斉追い払い等を試験的にすすめる。さらに、モニタリング調査によって集約された情報に基づいて、カワウ個体群のもたらず被害に対して広域一体的な対策を検討する。その際、広域指針、および必要に応じて府県計画を改訂する。

（4）地域個別の被害防除対策の推進

モニタリング調査によって地域個別の被害の課題が整理された後、個々の被害地の状況に合致した適切な被害防除対策の方法を提案する。

4 体制の整備

広域的にカワウ個体群の管理をおこない、カワウによる被害を抑制するにあたって、以下のような実行体制の整備をおこなう。

① 広域一体的な連携体制の整備

・情報の共有

各府県が連携して各種の対策を実施するために、広域協議会で情報を収集し共有する。また、府県においても、府県協議会を設置して、行政関係担当部署（府県、市町村の鳥獣、水産、森林、河川）、漁業等関係団体（漁連、漁協、釣団体等）、自然保護団体及び関連分野の専門家等、さらには地域住民の協力に基づき、計画を遂行できるような情報の共有をおこなうための体制を整備する。

・計画の策定と見直し

情報の共有とともに、順応的管理の観点から、被害対策や個体群管理に関する広域指針の改訂をおこなう。

・研究機関の連携

カワウに関する基礎情報を得るために、生物学的アプローチから河川工学に至るまで広く網羅するような各種研究を推進する、そのため、大学及び各種試験研究機関の連携を推進する。

② 府県レベルの実行体制の整備

以下のことを実施するために、府県協議会を設置する。

・広域一体的な計画と地域の被害対策の整合

広域一体的活動と被害現場の活動とを連動させる。

・効果測定の実施

計画に基づく被害対策について、地域の実施団体と協力して効果測定をおこなう。

・評価の実施

専門家をまじえて、効果測定の結果をふまえ、総合的視点から評価をおこなう。

・計画と実行の整合

評価の結果を、各地の被害防除対策に確実に結びつけるために、広域指針、府県計画、地域実施計画の改訂をおこないながら、現場の対策に反映させる。

③ 地域の実行体制の整備

・モニタリング調査の実行体制の整備

府県地域ごとに、野鳥に関心のある市民の広い参加を求めて、継続的なモニタリング調査の体制を整備する。

・被害対策の実行体制の整備

現場の被害者だけにとどまらず、国、自治体、漁業者、地域住民、釣り人及び自然保護団体といった様々な関係者が参加し、捕獲・被害防除・生息環境の整備をおこなうための体制をつくり、関係者の連携を図りつつ、幅広い理解と協力を求めながら実施していく。

抜 粋

中国四国カワウ広域管理指針

2015年8月

中国四国カワウ広域協議会

目次

1	広域的な管理の目的及び背景	1
(1)	広域的な管理の背景	1
(2)	広域的な管理の目的	2
2	管理すべき鳥獣の種類	2
3	広域管理指針の期間	2
4	広域管理指針の対象地域	2
5	広域的な管理の目標	2
(1)	現状	2
(2)	管理の目標	6
(3)	目標を達成するために必要な広域的かつ整合の取れた連携施策の 考え方	7
(4)	対象地域内における区域ごとの目標設定（ゾーニング等）	7
6	広域的な管理に関する事項	7
(1)	個体群管理	7
(2)	被害防除対策	8
(3)	魚類の生息環境保全	9
(4)	被害防止対策としてのねぐら・コロニーの生息環境管理	9
7	広域的な管理におけるモニタリング	9
8	その他広域的な管理のために必要な事項	10
(1)	広域的な実施体制（広域協議会の体制等）	10
(2)	特定計画及び各県協議会について	10
(3)	普及啓発	11
(4)	広域管理指針の位置づけ	11
(5)	その他	11

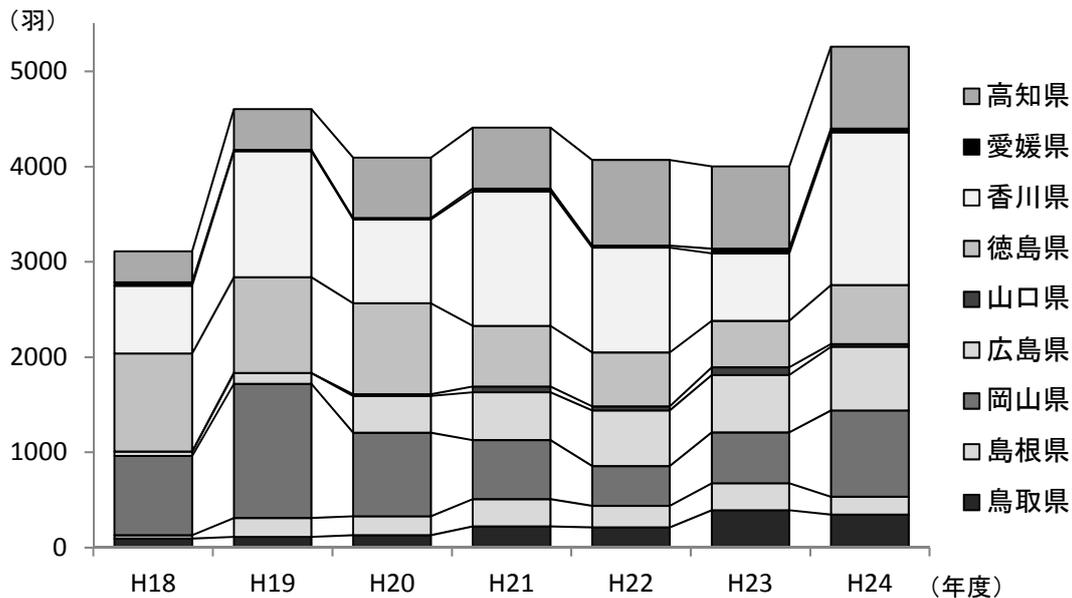


図4 . 中国四国地域のカワウ捕獲数の推移 (有害捕獲と狩猟の合計)

カワウ対策には、国、県及び市町村の各種補助金等を活用しているが、対策費の全額が賄われていない場合には、対策に要する費用負担が漁協の経営を圧迫している。例えば広島県では、追い払い等の対策についても数値化を行っており、平成24年度では、386回の対策に969人が出動し、4,414羽のカワウを追い払っている。

県内の対応体制として、カワウ対策について関係者が集まり協議する場や、カワウ対策について学ぶための勉強会等が、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県で設けられており、県、市町村、漁業関係者、狩猟者団体、自然保護団体などの関係者が集まることで、関係者間の問題意識の共有化や連携した取り組み、管理計画等の作成などを推進する環境の整備が進んでいる。山口県では平成26年3月に特定計画が策定されており、これに際しカワウ対策連絡調整会議が設置されている。

なお、カワウによるアユモドキの捕食については、自然保護団体が水路の監視等を行っており、カワウがアユモドキのたまっている場所に着水しにくい状況を創出した事例がある。

(2) 管理の目標

短期的な目標として、平成30年3月31日までにカワウのねぐらやコロニーを確認しその場所の個体数や営巣数を調査するモニタリングと、被害地でのカワウの飛来数を調査するモニタリングの体制の整備を行う。また、必要に応じて各種の被害防除を実施する。

平成35年度までに全国における被害を及ぼすカワウ個体数の半減が目標とされていることから、中期的な目標として得られた科学的知見を元に、全国的な目標に資するために必要な水準まで中国四国地域における被害を及ぼすカワウ個体数の減少に向けた取り組みを進展させる。

長期的な管理目標として、中国四国地域における生物多様性を保全しつつ、人とカワウとの適切な関係を構築する。

(3) 目標を達成するために必要な広域的かつ整合の取れた連携施策の考え方

- ・中国四国カワウ広域協議会は、目標を達成するために必要な広域的かつ整合の取れた連携施策について検討する。その際、現場に即した施策となるよう、専門家や被害者、調査を担う自然保護団体等の意見を踏まえながら、被害現場の活動との連携を図るものとする。

(4) 対象地域内における区域ごとの目標設定（ゾーニング等）

- ・中国四国カワウ広域協議会は、複数の県が連携して管理を推進する区域について、検討を行う。区域が設定された場合は、区域ごとに管理目標の設定を行う。

6 広域的な管理に関する事項

(1) 個体群管理

- ・カワウは日本に生息している在来種であり、かつて豊かな川があった時代には、全国に広く分布していたが、1970年代には絶滅が危惧されるほどに個体数が減少し分布が縮小した。このことを踏まえ、カワウの個体群管理にあたっては、個体群の存続を図りながら、被害を軽減するための施策を推進する必要がある、許容できる範囲を明らかにしていくためにも、被害状況の把握と科学的なデータに基づく判断が欠かせない。
- ・県は、特定計画等の計画または指針等を作成するなど、計画的に管理する体制を整備することが求められている。
- ・カワウの個体群を効果的に管理するためには、ねぐらやコロニーの分布、そこでの個体数と営巣数の季節変化、ねぐらやコロニーの形成からの年数、調査や管理のしやすさなどを把握し、被害が集中的に発生している場所との位置関係を明らかにする必要がある、県はこれらの情報を収集するよう努める。
- ・個体群管理の具体的な方法は、ねぐらやコロニーの分布管理、コロニーでの繁殖抑制や個体数調整であり、いずれも、専門的知識にもとづく判断が求められるため、個体群管理を実施する場合、県は、計画段階から積極的に専門家の助言を受けるよう努める。

なお、個体数調整は、科学的で計画的な対策*によって個体数を減少させるものである。個体数調整に加えて、河川等の漁業被害発生場所で行われる銃器捕獲を組み合わせ

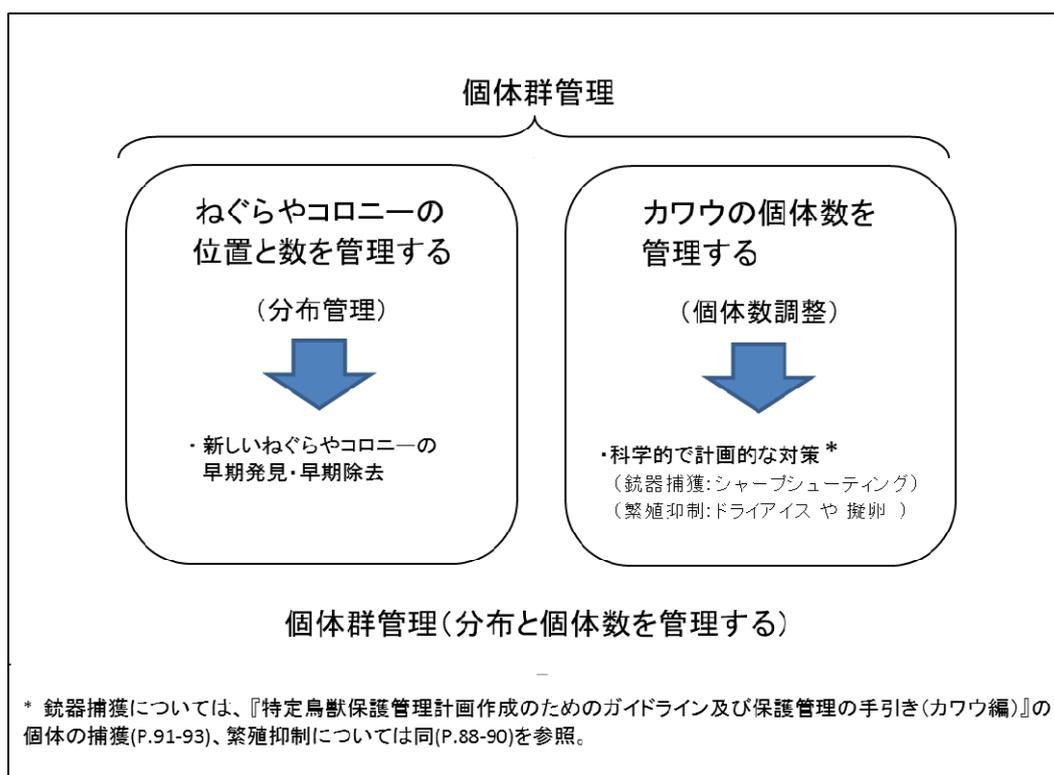
せることで、効果的に個体群を管理していくことが求められる。

カワウは県境を越えて広域的に移動・分布することから、各県ごとの取り組みに加え、広域的に連携した取り組みが必要である。このため、中国四国カワウ広域協議会において、カワウ被害の軽減を図る上で効果的な連携方策について検討し、中国四国カワウ広域協議会や国、各県・市町村、関係団体等はそれぞれの立場で必要な対策を実施していく。

- ・個体群管理の影響は県境を越えて広域に及ぶ可能性があるため、県は、計画段階から隣接県と相互に情報を共有する体制を整えるよう努め、国は求めに応じて個体群管理にかかる調整について協力する。

なお、近畿地域で繁殖した個体の多くが、冬季に中国四国地域はじめ西日本に飛来している可能性があるため、隣接する協議会及び地域との情報交換を行い、地域を越えて移動する個体への対応についてのより効果的な取り組みの検討等を行っていく。

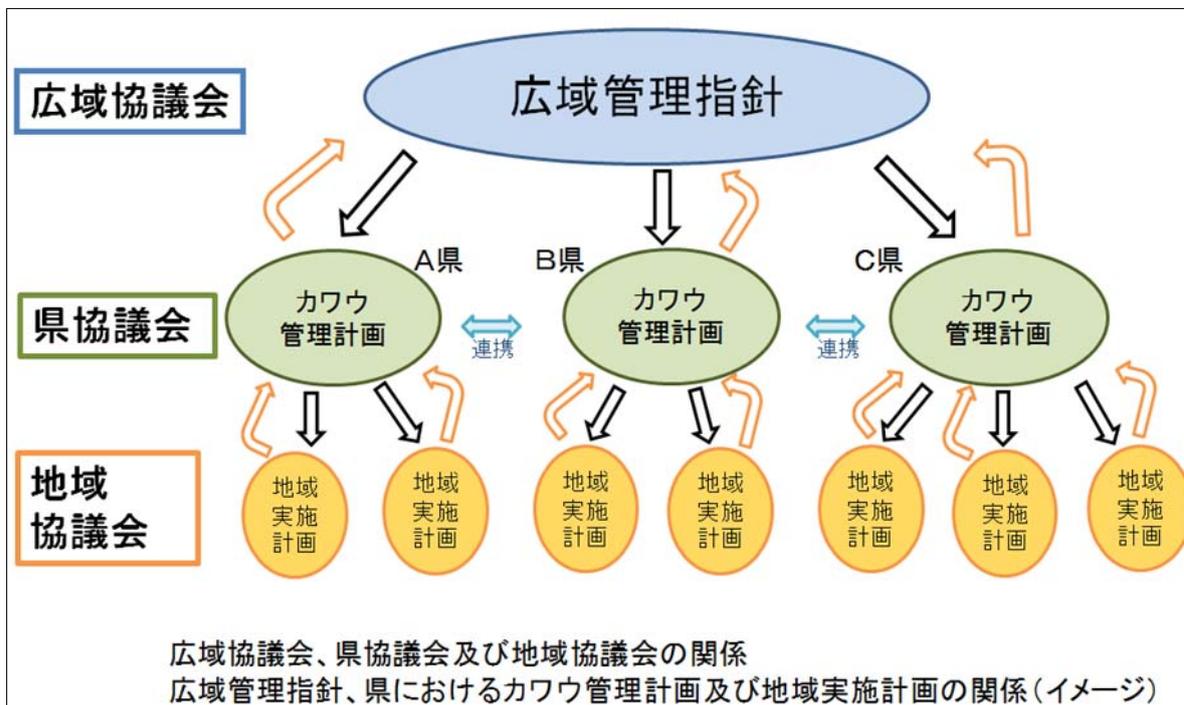
【参考】



(2) 被害防除対策

- ・被害防除対策は原則として被害者が主体となって取り組み、国、県及び市町村は、被害者の活動が効果的かつ円滑に行えるよう、対策の指導普及や予算の確保、法令申請にあたっての助言等に努める。

【参考】



(3) 普及啓発

- ・中国四国カワウ広域協議会は、利害関係者や行政担当者、一般市民向けに、カワウの生態や被害状況、被害防止対策等について啓発と情報発信を行い、関係者の理解を深めることで、カワウの管理の推進に努める。

(4) 広域管理指針の位置づけ

- ・広域管理指針は、中国四国カワウ広域協議会が策定し、広域的に移動するカワウの広域的な管理に向けた基本的な考え方や対策の方向性を示すものである。各県は広域管理指針に示される方向性ののっとり、地域の実情を踏まえた上で、実施可能な対策を講ずるものとする。また、本指針は、毎年最新のデータに更新するとともに、短期的目標の終了時には見直しを行う。さらに生息状況調査等による科学的情報の蓄積や社会的状況の変化のあった際にも適宜、見直しを行う。

(5) その他